有馬温泉病院における医療・ケアの基本方針について

樣

有馬温泉病院では最善の医療・ケアについて医療従事者が患者様ご自身やご家族と十分に話し合い、そこで合意された方針に基づいて医療・ケアを提供するように努めております。

その中で、「人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定」は、患者様の意思を尊重 した医療・ケアを提供する上で最も重要な課題の一つであります。(厚生労働省「人生の 最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」参照)

「人生の最終段階」とは、がんの末期のように予後が数日から概ね6ヶ月と予測が出来る場合や慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰などのように数ヶ月から数年をかけて死を迎える場合など様々ですが、突然に生命の危機に陥る場合があることも念頭に置く必要があります。この場合は、一刻を争う判断を要しますので前もって急変時の方針を熟慮し、医療従事者に伝えておくことが必要です。

そこで当院では、「人生の最終段階」における医療・ケアの基本方針」に関して、患者様・ご家族と医療チームが事前に話し合い、合意した内容を下表に明記し、可能な限り順守いたします。この基本方針は状況の変化に応じて変更可能であり、必要に応じて繰り返し検討・確認を行います。なお、患者様ご自身が意思表明できない場合には、ご家族の方々が推定する「患者の意思」を尊重します。

「人生の最終段階(終末期)」および「生命を脅かす疾患や外傷に直面した場合」 の医療・ケア方針に関する確認と合意事項

× 選択しない方針

面談時点で明確に選択できず

△ 急変時の状態により医師の判断に

委ねる場合

1)	治療方針の選択 ①患者様の全身切	R K態が悪化した場合の治療方針	第		 回目 年	第	1	 □目 ∓	第	1	 回目 年
				月			月			月	
	当院の医療機能 で対応できない 場合(注1)	急性期病院へ転院を希望す る。									
		現状回復が期待できる場合 は、急性期病院へ転院を希望 する。									
	当院の医療機能で対応できる範囲で 延命治療を希望する。										
	無用な延命治療は希望せず、苦痛緩和を 最優先とした医療・ケアを希望する。										

②急変により心肺停止状態に至った場合の治療方針

〇 選択する方針

記載方法

全ての場合に心肺蘇生処置を希望する。 (注2)		
回復の見込みがないと医師が判断した場合に は、心肺蘇生処置は希望しない。		
心肺蘇生処置は希望しない。		

2) 経口摂取が困難・不十分な場合の栄養補給方法の選択

①経鼻経管栄養法			
②胃瘻・空腸瘻を用し			
③経静脈的栄養法	• • • 中心静脈栄養法		
の注射が引入食法	•••末梢静脈栄養法		

3) その他、患者様・ご家族の方々の要望事項

第	※自由記載
第	※自由記載
第	※自由記載

方針決定の話し合いへの参加者(署名欄)

	第		第		第	
患者様ご本人						
患者様のご家族 (代表)	続柄()	続柄()	続柄()
(同席者)	続柄()	続柄()	続柄()
(同席者)	続柄()	続柄()	続柄()
担当医						
看護師						
メディカル・ソーシャル ワーカー(MSW)						

(注1) 当院では、人工呼吸器による治療、血液透析・腹膜透析、心臓・脳疾患などに対する血管内治療、消化管・胆道疾患に対する内視鏡的治療、手術治療には対応できません。

(注2) 個々の患者において心肺停止の原因や基礎疾患、年齢、心停止発見までの経過時間などは様々であり、救命は容易とは言えません。心肺蘇生処置を行っても救命できるケース、さらには脳機能を維持できるケースは限られています。また、心肺蘇生処置では通常、胸骨圧迫(心臓マッサージ)や人工呼吸に続いて、薬剤や除細動器を使用しますが、心拍が再開した場合には人工呼吸器の使用を含む集中治療が必要です。この場合、当院では対応できませんので、救急病院への転院搬送が必要になります。